

件 名

県議会令和4年2月定例会概要について

提出理由

県議会令和4年2月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

1 会期

2月17日

開会

2月24日

文教委員会（急施議案）

2月24日～2月25日

代表質問

2月28日～3月3日

一般質問

3月4日

文教委員会

3月7日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

3月8日

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

3月14日

予算特別委員会 部局別質疑

3月17日	予算特別委員会	総括質疑
3月22日	予算特別委員会	討論、採決
3月24日	委員長報告	
3月25日	委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会	

2 本会議の質問

質問者数	13人中	8人	(61.5%)
質問本数	174本中	18本	(10.3%)

3 文教委員会

(1) 付託議案

第40号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	可決
第41号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	可決
第60号議案	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第14号)	可決
第64号議案	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)	可決
第74号議案	令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	可決

- (2) 当面する行政課題報告
不登校児童生徒への支援の充実について
埼玉県特別支援教育推進計画（案）について

 - (3) 所管事務調査
「近現代史の学習についての補助資料」について

 - (4) その他
課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育の充実を求める決議
-
- 4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
審査事項 第6波への対応

 - 5 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会
審査事項 文化の振興について

6 予算特別委員会
付託議案

第 1 号議案 令和 4 年度埼玉県一般会計予算

可決

第 1 5 号議案 令和 4 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

可決

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
2月24日	小島 信昭 （自民）	教育なし	-
	岡 重夫 （県民）	6 自殺防止対策について (3) 学校教育における「SOSの出し方に関する教育」について	生徒指導課
2月25日	田並 尚明 （民主フォーラム）	5 コロナ禍がもたらす子どもの育ちへの影響について (1) 子どもの体力低下について	保健体育課
		(2) 学習環境への影響について	義務教育指導課 I C T教育推進課
	西山 淳次 （公明）	9 教育問題について (1) 教員の働き方改革	県立学校人事課 小中学校人事課
		(2) オンライン学習の現状と課題	I C T教育推進課 義務教育指導課
2月28日	荒木雄介 （自民）	教育なし	-
	並木 正年 （自民）	教育なし	-
	高木 真理 （民主フォーラム）	1 デジタル基本時代の発想のパラダイムチェンジについて (3) 公立学校におけるデジタル化について	総務課、県立学校人事課 高校教育指導課

月日	質問議員	質問事項	答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課
3 月 1 日	渡辺 大 (自民)	8 グローバル人材の支援について (1) 国際バカロレア認定校の導入について	高校教育指導課
		(2) 国際バカロレア認定校の導入メリット	高校教育指導課
	塩野 正行 (公明)	5 高校中途退学者への学習支援について	生涯学習推進課 生徒指導課
		6 特別支援教育のさらなる推進について	特別支援教育課
	飯塚 俊彦 (自民)	教育なし	-
	3 月 2 日	松澤 正 (自民)	1 教育現場における人権を尊重する意識の醸成について (1) 教職員に対する人権意識の醸成について
(2) 児童生徒に対する人権教育の充実について			人権教育課
2 18歳成人を迎える生徒への教育について			高校教育指導課
3 デジタル教科書への対応について			義務教育指導課
4 高校生への交通安全教育について (1) 自動二輪車等に関する交通安全の取組について			保健体育課
(2) 自転車に関する交通安全の取組について			保健体育課
6 犬や猫等と共生する社会の実現に向けた対応について (2) 動物愛護の教育の推進について			義務教育指導課
松坂 喜浩 (県民)		教育なし	
3 月 3 日	高橋 政雄 (自民)	3 郷土芸術家の育成につながる美術館	文化資源課

* 教育に関連のある答弁のため掲載

代表質問（教員の働き方改革）

質問

- Q 1 今年度最終年度となっている「学校における働き方改革基本方針」の中で掲げている「超過勤務が月45時間以内、年360時間以内」という目標を達成できていないとのことだが、どの程度進んだのか。またその自己評価はどうか。
- Q 2 令和4年度から実施する次期「基本方針」を策定中とのことだが、部活動における朝練習の原則禁止や学校行事の大幅な見直しなどの県からの強い発信が不可欠だと考えるが、どのように目標を達成していくのか。

答弁

- A 1 これまで、県では教員の勤務時間の縮減に向け、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置拡大、超過勤務が多い市町村や学校への業務の抜本的見直しやICTの積極的な活用の働き掛けなど、取り組んできたところである。
- しかし、超過勤務が月45時間を超えた教員は令和3年6月現在、小学校で61.8%、中学校で69.3%、高校で41.1%、特別支援学校で24.3%おり、また、年360時間を超えた教員も全校種合わせて57%いる状況にある。現状の数字から考えると期間内の目標達成は大変厳しい状況であり、これまで以上に思い切った業務削減や業務改善を進めていかなければならないと認識している。
- A 2 行事をゼロベースから見直すことを全校種で取り組むとともに、小・中学校では部活動の朝練習を含む始業前の活動を見直すことなどについて検討している。
- また、今年度、全校種で行った勤務実態等に関する調査から、教職員一人一人の執務内容や学校独自に成果を上げている取組事例などの把握・分析を行った。その結果を基に、超過勤務縮減に効果のある10の取組を本県独自の業務改善スタンダードとしてまとめ、活用を促していく。
- さらに、外部人材の活用を推進するため、令和4年度予算案において、スクール・サポート・スタッフやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員の増員を図るための予算を計上している。
- これらの取組を積極的に進めることで、令和6年度末までの目標達成を目指して、粘り強く取り組んでいく。

一般質問（国際バカロレア認定校の導入）

質問

- Q 1 「国際バカロレア等特色ある教育検討事業」の取組の現状と今後の見通しについて伺う。
- Q 2 国際バカロレア認定校が導入されることで受ける県のメリットについて、考察するべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

答弁

- A 1 今年度は、国際バカロレア認定校への視察を行うとともに、教員が国際バカロレア機構主催のワークショップで指導法を学び、それを基に県立高校6校で研究授業の実践を行った。教員からは、国際バカロレア教育機構が求める学習者像をイメージしながら授業を組み立てることで、これまで気づけなかった新しい視点での授業改善が進んだとの報告が上がっており、国際バカロレアの指導法を教育現場に取り入れることは、主体的、対話的で深い学びのより高いレベルでの実現に資するものと考えている。
- 本事業は、令和4年度までの2か年を予定しており、来年度予算案にも、費用を計上している。引き続き、詳細な調査を行いながら、より実践的な研究授業を行うなど積極的に検討を進めていく。
- A 2 高校2、3年生にあたる生徒が学ぶディプロマ・プログラムでは、幅広い分野の学術書等の読解、ディスカッションや論文がカリキュラムに組み込まれている。また、教員との面談や活動計画書の提出など一連の指導計画が定められており、リーダーシップを発揮し、グローバル社会を担う人材の育成に期待できるものと考えている。
- ディプロマ・プログラムの資格試験で一定の点数を取得することで、国内はもとより海外の多くの大学への入学が可能となり、また、長く海外の教育プログラムを受けてきた帰国生徒への入学の門戸を広げることにもつながるものでもある。
- このプログラムを教育現場に取り入れることは、互いの多様な文化を認め合いながら探究心やコミュニケーション能力を育むという国際バカロレアの理念を本県の生徒に提供でき、県立高校の大きな魅力の一つになるものと考えている。

質問

- Q1 県立学校大規模改修費及び県立学校体育館整備費について、対象となる学校はどこか。また、どのような基準で選定を行っているのか。
- Q2 新型コロナウイルス感染拡大が始まってから3年が経過しようとしており、今までも各学校に予算措置がされていると思う。マスクや消毒液などの保健衛生用品は、かなり在庫があると思うが、予算額は適当なのか。
- Q3 保健衛生用品と聞くと、マスクや消毒液などが思い浮かぶが、今回の補正予算の対象にはウイルス除去のための空気清浄機などの高額な保健衛生用品も含まれているのか。

答弁

- A1 県立学校大規模改修費では、大宮ろう学園寄宿舎の老朽改修工事、和光南特別支援学校など6校の空調の改修工事を行い、県立学校体育館整備費では、東松山特別支援学校の体育館の老朽改修工事を行う。寄宿舎及び体育館の老朽改修工事は建築後あるいは直近の改修から30年を経過したもののうち、特に老朽化が進んでいる2校を選定している。空調の改修は法定の耐用年数である15年を超え、老朽化が進んでいる6校を選定した。
- A2 ある程度学校等に物品は揃ってきているが、例えば、トイレの入り口用消毒マット、ディスカッション用のパーテーション、除菌ボックスなど、学校からはまだ足りない保健衛生用品もあると聞いている。各学校から希望を聴取し、国庫として適切かどうかを精査して、無駄のないように執行していく。
- A3 このコロナ対策に係る国の補助金は、対象をかなり広く取っており、換気のためのCO2モニター、水道蛇口の自動水洗化やレバーハンドル化、サーモマネージャーのような比較的高額の保健衛生用品も対象として想定している。

質問

- Q1 「情報通信技術を活用した学校教育の推進のため」に定数の増員を図るが、どのような業務に対応するのか。
- Q2 「情報通信技術を活用した学校教育の推進のため」以外の増要因や減要因もあったと思うが、具体的に教えてほしい。

答弁

- A1 県立学校では教員が行う様々な事務を処理するためのネットワークが整備されている。令和2年度から日常的な教育活動にも生徒や教職員が利用するという状況になっており、そうした現状や今後の発展的な活用のため、令和6年度に予定しているネットワーク再構築に向けて増員し、セキュリティ面の強化を検討するものである。
- A2 増員の要因としては、県立学校の活性化、特色化を更に進める観点から再編整備を加速させるために1名の増員。各所属で行われている会計年度任用職員の報酬等の支払業務を教育局へ集約して行うためのシステムを開発、運用するために1名の増員。教育委員会所管の様々な施設の維持管理、将来的な財政負担などを平準化するための計画の実施に伴う改修工事の増加に対応するために1名の増員。新しい時代の要請に応じた県立図書館の基本構想の策定に向けた1名の増員。情報通信技術の活用を合わせて合計5名の増員となっている。
- 減員の要因としては、令和3年度に埼玉県を会場として実施した全国産業教育フェアが終了したため、開催の準備等で増員していた2名を減員し、全体の定数の増減は差し引き3名の増員である。

質問

- Q 1 「埼玉県学校教員定数条例の一部を改正する条例」について、国の定数改善により、小学校定数はどう増員されるのか。
- Q 2 小・中学校の児童生徒数は減少傾向にあるが、どの程度影響があるのか。

答弁

- A 1 国の定数改善による増員の主な内容としては、小学校高学年における教科担任制の推進と、35人学級の整備による増員である。小学校高学年における教科担任制の推進としては、全国で950人の増、また、小学校における35人学級の推進については全国で3,290人の増となっている。
- A 2 小学校については、児童数の変動に伴う減員が57人、国の定数改善による増員が244人で、合計187人の増員となっている。中学校については、生徒数の変動に伴う減員が6人、国の定数改善による増員が28人で、合計22人の増員となっている。
- 小・中学校とも、全体として児童生徒数は減少傾向にあるが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加している現状がある。令和4年度は、通常学級の減少数が特別支援学級の増加数を上回ると見込んでいるので、児童生徒数の変動に伴う定数は減少となっている。ただし、小学校における35人学級の推進による学級数の増加など、国の定数改善の影響により小・中学校ともに教職員定数が増加する現状となっている。

質問

Q1 給与費について減額する要因は何であったのか。

Q2 川の博物館の利用者数が新型コロナウイルス感染症の影響で減少しているということだが、どの程度減少したのか。

答弁

A1 今回の給与費の減額要因は大きく3点ある。1点目は、給与費の不足を避けるため、ある程度多めに積算しており、当初予算における職員数と実際に支払った職員数との差によるものである。2点目は、人事委員会勧告に基づき期末手当の支給月数の引下げがあったことによるものである。3点目は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、部活動や色々な学校行事が中止されたことに伴い、手当の支給が減少したことによるものである。

A2 令和4年1月末までの利用者数は、81,258人であった。臨時休館のあった前年度の同時期比較では、約27,000人、約1.5倍の増加であるが、コロナ前の令和元年度と比較した場合、約47,000人、約36%減であり、現在も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている状況にある。具体的には、1年を通じて、主要な有料施設であるアドベンチャーシアターや荒川わくわくランドの利用人数や回数を制限しながらの開館を続けており、利用者数は十分に回復していない。加えて、まん延防止等重点措置に伴うゴールデンウィークのイベントの中止や緊急事態宣言の影響による8月、9月の利用者数の大幅な減少など、繁忙期を中心に、当初の見込みよりも利用者数の減少が生じている。

質問

- Q1 奨学金事業について金融機関へ支払う事務手数料が見込みを下回った要因は何か。
- Q2 貸付は埼玉りそな銀行1行で対応しているということだが、奨学金の事務手数料の基礎となっている金利を下げる交渉を行う余地はあるのか。
- Q3 貸与枠にはまだまだ余裕があるため、利用しやすい制度にしていくことを検討すべきではないか。

答弁

- A1 金融機関への事務手数料は、金融機関の基準金利と全体の貸与残高に基づいて支払っているが、当初予算ではある程度の余裕を見込んで予算計上している。令和3年度は基準金利については変動がなく、貸与残高についても当初の見込みを下回ったため、支払う手数料が減少したことが要因である。
- A2 事務手数料などの条件については、市中金利等の状況の変化を踏まえて毎年度埼玉りそな銀行と協議している。
- A3 本制度については、全ての中学3年生にお知らせをしており、周知はされていると認識している。しかし、申込等は埼玉りそな銀行の窓口に行く必要があるため、例えば郵送やインターネットで行えるようにするなど、手続の簡素化、利便性の向上について検討し、より利用しやすい制度にしていきたい。

意見

- もともと借りやすい制度であると思っており、更に簡素化していくのはいいが、返済しやすさも求められていると思う。返済は大変だと思うので、所得に応じて返済額を柔軟に設定できるような制度などに改めるなど、今後も検討し、より多くの生徒に利用してもらえるようにしてほしい。

行政報告（不登校児童生徒への支援の充実について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 不登校児童生徒は増加傾向にあるとのことだが、増加の要因と受け止めについて伺う。
- Q 2 不登校の対応には、未然防止も重要と考えるが、どのような取組を行っているか。
- Q 3 本県の公教育の役割をどのように考えているか。

答弁

- A 1 教育機会確保法の施行以後は、不登校の児童生徒数は増加傾向が続いている。国の調査によると、不登校の要因は「無気力、不安」が最も多く、令和2年度の調査結果からは、コロナ禍において、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活に様々な制限がかけられ交友関係が築きにくいことなども増加の要因として指摘されている。「無気力・不安」という要因については、個々の内面に属する話で、難しい面もあるが、引き続き、要因を分析し、的確な支援につなげていく必要があると考える。
- A 2 児童生徒にとって安心して学べ、充実感が得られる学校作りが不登校の未然防止に大切であると考えている。日々の学校生活では、分かる・できる喜びを味わわせるための授業改善や、生徒会活動等を通じたお互いを尊重しよさを生かす活動などに取り組んでいる。また、小中高の各学校種に共通する生徒指導上の諸課題について、校種を交えたグループで研修を実施するなど、教職員の指導力向上や学校の組織的対応力の向上を図り、いじめや暴力行為、体罰等を許さない組織作りを進めている。
- A 3 子供たち一人一人に、基礎的な学力を身に付けさせるとともに、豊かな心や健やかな体を育て、将来自分の人生を自らの力で切り拓いていけるような力を身に付けさせることが、学校教育の役割だと考えている。
一方で、様々な課題や悩みがありながら、毎日一所懸命に頑張っている全ての子供たちに目配りをして、子供たち一人一人に寄り添いながら、きめ細かく丁寧に支援していくことも、公教育の大きな役割だと認識している。『誰一人取り残さない』という視点を大事にしながら、子供たち一人一人に適切な支援を行い、特色ある学校作りを推進して、県民の期待に応えられるよう埼玉教育の推進に努めていく。

質問

- Q 1 環境整備計画を推進計画とした理由は何か。また、推進計画の特徴は何か。
- Q 2 少子化が進んでいる中、知的障害の子の数が増えているということについて、私の周りでも、障害があるようには見えない子が特別支援学校に進学するという現状があり、障害に対する理解が広まっているだけでなく、昔であれば通常の学級で受け入れられていた子が、通常学級から排除されているのではと感じる。
少子化の中で知的障害児童生徒が増えているということ、通常学級の受入れ態勢についてどのように考えているか。

答弁

- A 1 特別支援教育を必要とする児童生徒は非常に増えており、小中学校などの通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が増えてきている。こうしたことから、就学前を含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、これまで以上に一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実が本県の課題となっている。これまでの環境整備計画及び人材育成を継承・発展させつつ、特別支援教育を総合的に推進するために、推進計画としたものである。
この推進計画は、教育環境の整備及び教員の人材育成に加え、連続性のある多様な学びの場における指導の充実、あるいは障害のある子供たちが就学前から卒業まで切れ目のない支援を受けるための施策を盛り込んでいるのが特徴となっている。
- A 2 国の見解では、特別支援学校に対する理解が深まり、一人一人に応じた指導への期待が高まっているということで、特別支援学校の児童生徒が増えているということである。特別支援学校への就学に当たっては、市町村教育委員会、保護者との合意形成によって就学先を決めている。そういった中で、通級や特別支援学級、特別支援学校それぞれの指導内容を充実させるということは、子供たちにとって選択肢を広げることにつながると考えている。

質問

- Q 1 「従軍慰安婦という表現は不適切」とする政府答弁書の閣議決定を受け、ほとんどの教科書において「従軍」の記述が削除されたが、政府見解を注釈で記載し「いわゆる従軍慰安婦」と記述する教科書がいまだある。このような状況において、県教育委員会では「リーフレット」を迅速に作成したが、実際にこのリーフレットが配布、活用されたのかを確認をしたのか。また、確認したのであれば、どのようにしたのか。
- Q 2 教科書の環境は変わっていると思うが、この補助資料として作成したリーフレットについて、今後どのように活用していくのか。
- Q 3 こうした「補助資料」を配布することで生徒達の関心や注目度がより高くなると思うからこそ、間違った認識や誤った印象を絶対に与えないよう、細心の注意を払って教えるべきであるが、資料内の「従軍慰安婦」の文言が大きく目立つのに対し、政府の見解などは小さく読みづらい印象を受ける。こうしたことも踏まえて、このリーフレットに関して改善していく余地があるのか。

答弁

- A 1 2月に配布状況の確認調査をし、139校全ての県立高校で配布の上、活用されていることが確認できた。また、県立特別支援学校のうち、高校の教科書を使用している13校に対しても配布したことを確認している。
- A 2 本リーフレットは国の見解を正しく理解させるために作成したものだが、教科書が修正されたのちも、生徒が学びを深めるための資料として活用されることが考えられる。今後も地歴・公民科の授業において活用を促していく。
- A 3 生徒用のリーフレットについて、政府の見解の部分についてはどうしても文字数の関係から、「従軍慰安婦」の表現と比較すると小さなフォントになってしまうが、御指摘を踏まえ、生徒が適切に理解できるよう、見直しを進めていく。

「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議の見直しについて①

経緯

- 平成10年 6月 「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
- 平成11年 4月 中高一貫教育を選択的に導入することが可能となる
- 平成11～12年 中高一貫教育実践研究（文部省委嘱）
- 平成14年 6月 埼玉県立伊奈学園中学校設置等に係る「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」上程
※文教委員会に置いて附帯決議

附帯決議内容

「中高一貫教育は、中等教育全体の多様化、弾力化の一貫として、能力・適正に応じた個性を伸ばす教育の一つの方法であり、児童・生徒や保護者にとって学校の選択肢が広がるという観点からも意義のあるものである。しかしながら、この併設中学校の設置に当たっては、試行的・モデル的に限定して設置すべきものであり、今後については、効果や成果を十分に検証するなど、慎重な対応が求められる。そのため、県立中学校の設置については、当面の間この限りとする。」

検証

- 平成19年度 学校生活等についてのアンケート調査、結果検証
- 平成20年度 中高一貫教育についてのアンケート調査（平成21年6月定例会行政報告）
 - ✓ 6年間を見通した計画的・継続的な教育指導が継続でき、進路実績に一定の成果
 - ✓ 抽選による入学者選考の改善要望
- 平成23年度 「中高一貫教育検証会議」を設置し、教育活動の実施状況、入学者選考の在り方検証を実施（平成24年2月定例会行政報告）
 - ✓ 受験希望者のまず抽選を課す仕組みを改めるべき
- 令和3年度 「中高一貫教育検証会議」を設置し、6年間を見通した特色ある教育活動等の検証を実施（令和3年12月定例会行政報告）
 - ✓ 「ゆとり」のある6年間で興味・関心があることに打ち込み、挑戦する生徒が多い
 - ✓ 異年齢交流の機会の減少
 - ✓ 通学可能な地域の偏り、地域によって公立中高一貫教育校の選択の幅に差がある

「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議の見直しについて②

令和3年12月定例会文教委員会

○ 埼玉県における中高一貫教育の検証結果について（行政報告）

（意見）

- ・中高一貫教育の意義は分かった。
- ・不登校の問題などが憂慮すべき事態を迎えている。公の教育であればこそ、不登校児童生徒などへの支援もしっかりと見ていくという考え方があってしかるべきではないかと思う。
- ・教育局として、両方の部分をしっかりやっていくという前提があればこそ次の段階に行けると思う。
- ・不登校児童生徒等に対する検討や研究を更に進め、2月の定例会にその状況の確認や報告が必要。

令和4年 2月定例会文教委員会

○ 不登校児童生徒への支援充実について（行政報告）

（意見）

- ・12月定例会では、中高一貫教育の検証報告では、充実したキャリア教育やグローバル教育、6年間を見通した特色ある教育活動、将来にわたって学ぶ力を育成していることなどが確認できた。
- ・課題としては伊奈学園中学校1校では全県域の県民ニーズに答えきれていないということが報告されていたが、生徒の満足感や保護者の評価も高く、中高一貫教育校の存在意義があることも確認できた。
- ・不登校児童生徒に対する支援の報告では、不登校児童生徒への支援の充実に向けて県として研究・検討を進めること、また、市町村による不登校対策の取組を支援していく方針であること、長期化固定化しつつある不登校児童生徒の受け皿としての期待もされている不登校特例校の設置についても、市町村での設置を支援していくことに加え、県立での設置も検討していくことなども確認できた。

令和4年 2月定例会文教委員会委員長報告

「公教育の充実を図るため、平成14年6月定例会の本委員会で決定した県立中学校設置に係る附帯決議を見直し、新たな学校設置も含めた中高一貫教育の更なる充実を図る必要がある」旨の発言があり、各委員から意見を求めたところ、反対の立場からの意見があったため、採決いたしましたところ、多数をもって新たな中高一貫校の設置検討を行うことを本委員会の取扱いとすることに決した次第であります。

課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育の充実を求める決議

全国の小中学校の不登校児童生徒数は、令和2年度に19万人を超え、増加傾向にある。

本県においても、令和2年度における国の調査結果では、小学校では2,624人、中学校では6,310人の不登校児童生徒がいるが、その中で学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合は約7割となっている。

不登校児童生徒への支援は、スクールカウンセラー、相談員、市町村が運営する教育支援センター、民間のフリースクール、不登校特例校など様々な機関で行われているが、必ずしも十分な支援が行われているとは言い難い。

また、令和2年度に県が実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果、性的マイノリティであるLGBTQに分類される割合は3.3%であること、さらに、LGBTQの方のうち「学校での性の多様性に関する教育が十分でない。」と回答した割合は42.9%であることが明らかとなっている。

県内の公立学校では、性自認に悩む児童生徒への教育相談や教職員に対する啓発リーフレットの配布などにより、性の多様性の理解増進の取組を進めてきたところであるが、LGBTQの児童生徒に対する支援が必ずしも十分とは言えない。

よって、本県議会は、課題や悩みを抱える児童生徒に対する公教育を充実させるため、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 不登校特例校の設置、スクールカウンセラーや相談員の増員を含めた不登校児童生徒に対する支援の充実を図ること。
- 2 制服の選択制を拡大するなど性の多様性を尊重した教育の充実を図ること。

以上、決議する。

第6波への対応（教育委員会に関する質疑応答の概要）

質問

- Q 1 市町村に対し、県立学校の対応を踏まえた対応を要請しているとのことだが、兄弟で小・中・高と学校種をまたいでいた場合に管理が出来ず、弟が小学校を休んでいるが高校生の兄は登校しているというケースの報告があった。市町村の対応状況もしっかり吸い上げを行う中で、その整合性が取られているのか。県の対応と情報収集の仕方について伺いたい。
- Q 2 県立と同じような対応をしてくださいと要請した結果、中学3年生、高校3年生などの受験を控えた方は、弟、妹、家族が多少体調が悪くても出席してしまうということもあった。市町村ごとの取組が異なるのであれば県が収集をして整合性を取れる状況にしていくのが広域自治体としての役割ではないか。

答弁

- A 1 市町村によって若干対応が異なることは事実である。おそらく同じ市町村内では同様の対応であるが、県立学校との違いが生じている可能性がある。市町村には県立学校の対応をベースにお願いしているところだが、細かくすべて承知をしていないところがある。実際の運用は県立高校とほぼ同じと聞いていたが、委員の御指摘によれば対応が違っているとのことなので、県立学校の対応について再度しっかりと周知しながら、学校種の違いによるトラブルがないように対応したい。
- A 2 対応が異なることで、保護者に不安が与えるのはよくないが、市町村立学校については、基本的な権限が設置者である市町村にあり、一定程度尊重されるべきである。また、高校生と小中学生では発達段階に応じて、異なる対応が必要となる場合があるかもしれず、丁寧に確認する必要がある。現在の混乱の一つとして、濃厚接触者の解釈が市町村によって違いがあり、細かい部分での違いが積み重なり大きな違いとなっている可能性がある。現状、学校が濃厚接触者相当を判断して措置をするという難しい判断をしており、現場としてはかなり苦労しながら対応していると思うが、できる限り整合性が取れるように取組を進めていきたい。

文化の振興（教育委員会に関する質疑応答の概要）

質問

- Q 1 NHK大河ドラマ特別展「青天を衝け～渋沢栄一のまなざし～」では多くの来館者がきて、埼玉県にとってもアピールになったと思う。今年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」についても特別展などをやっていただきたいと思うが、どうか。また時期についても早めることはできるのか。
- Q 2 市町村による計画的な文化財の保存・活用の支援について、文化財保存活用地域計画を作成して文化庁長官により認定されるとのことだが、これによって市町村にどのようなメリットがあるのか。
- Q 2 県立の8つの博物館等について、どのように小中高の児童生徒たちに企画展等を見てもらう工夫をしてきたのか。

答弁

- A 1 県立嵐山史跡の博物館は、ドラマに登場する畠山重忠ゆかりの地、菅谷館跡に立つ博物館である。現在、「北武蔵の鎌倉武士」と題し、埼玉県内にある鎌倉武士の館跡やゆかりの寺院について写真パネルで紹介するとともに、鎌倉時代の遺跡の出土品を展示するスポット展を行っている。令和4年度については、比企地域の市町村と連携し、大河ドラマに関連した内容の巡回展、鎌倉時代の武蔵武士に関連した企画展を予定している。
- A 2 この計画を各市町村の総合振興計画などと整合性のとれた計画とすることで、市町村全体、部局連携による計画的な文化財の保存活用を進めることができるようになる。これにより、文化財を核とした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることが期待できる。その他にも、文化財活用のための情報コンテンツの作成などの取組に対して、国庫補助金の補助率の加算といった優遇措置が受けられるなどのメリットも挙げられる。
- A 3 現在は、コロナ禍の影響で県立博物館等での学校団体の受け入れが進んでいない状況があり、博物館職員による学校への出前授業の実施など、アウトリーチ活動にもしっかりと取り組んでいる。
また、コロナ禍において児童生徒、学生の方々に来館してもらう工夫として、密にならない展示スペースの確保や、企画展や特別展の展示解説を広い講堂で短時間の「見どころ解説」という形で行ったり、館内を回るクイズ形式のイベントの実施などの工夫を行った。

意見・提言（教育委員会に関する部分抜粋①）

1 教育改革について

- 確かな学力の育成については、埼玉県学力・学習調査の詳細な分析及び先進研究の調査を更に進め、最大の教育効果を目指すこと。
- 特別支援学校の過密解消及び通学における負担軽減を図るため、計画的、総合的に教育環境の整備に努めること。
- 特別支援教育環境整備計画の次期計画の策定に当たっては、教室不足の解消を確実に進められるよう、地域の状況をしっかりと見極めることにより、より積極的かつ効率的な計画とすること。
- 県立高校の改革に当たっては、小・中学生の夢や希望がかなえられる学科を設定すること。
- 県立高校専門学科においては、社会情勢を踏まえ、目標とする将来像を定めるとともに、それに見合った学習内容の選定や施設整備を進め、社会人として自立して生きていくために必要な能力の習得に努めること。
- 地域と連携・協働した教育の推進においては、入学希望者の増加などの数値的成果も出るように施策を展開すること。

2 グローバル人材の育成について

- 英語教員自身の英語力の育成に拘泥することなく、ユーチューブなどに掲載された既存の英語学習サービスを、生徒がうまく利用できるようなするための教員研修に努めること。
- ALTの配置については、コロナ禍で外国人の来日は難しくなっていることから、オンライン授業を主体にシフトするよう努めること。
- グローバルリーダー育成プロジェクトの生徒選考に当たっては、自己実現や国や郷土の文化の紹介だけでなく、我が国や埼玉県の発展のための志を持った人を高く評価すること。
- 英語教員の指導力向上のため、明確な目標を持って英検準一級相当の取得に努めること。

3 スポーツの振興について

教育に関する意見・提言なし

4 文化の振興について

- 県立博物館施設における企画展等の開催については、コロナ禍においても学生がしっかりと企画展を見られるような努力や工夫をすること。
- 文化芸術で地域の活性化事業については、ゲームアプリを活用するなど、若い世代への参加、地域への新たな誘客のための工夫を図ること。

予算特別委員会 部局別質疑質問一覧

質問議員	質問事項	答弁担当課
美田 宗亮 (自民)	主要施策（総括）	財務課
	歳出予算の事業概要 4 頁（教員採用選考試験事業） 主要施策 1 4 頁（彩の国かがやき教師塾事業）	教職員採用課、小中学校人事課
	主要施策 1 5、1 6 頁（学校における働き方改革の推進）	県立学校人事課、小中学校人事課 高校教育指導課、保健体育課
	主要施策 1 頁（学力・学習状況調査の実施及び調査結果の活用事業）	義務教育指導課
	主要施策 6 頁（学習環境のデジタル化）	高校教育指導課
	主要施策 9 頁（性の多様性を尊重した教育推進事業）	人権教育推進課
	主要施策 1 1、1 2 頁（自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業）	特別支援教育課
宮崎 吾一 (自民)	歳出予算の事業概要 6 頁（帰国児童生徒等への教育充実・サポート事業費）	義務教育指導課、高校教育指導課
逢澤 圭一郎 (自民)	主要施策 6 頁（学習環境のデジタル化）	I C T 教育推進課
	主要施策 1 1、1 2 頁（自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業）	特別支援教育課
木下 博信 (自民)	歳出予算の事業概要 2 4 頁（高等学校管理費）	高校教育指導課
細田 善則 (自民)	主要施策 1 頁（学力・学習状況調査の実施及び調査結果の活用事業）	義務教育指導課

質問議員	質問事項	答弁担当課
吉良 英敏 (自民)	主要施策 1 3 頁 (教育相談等支援体制の充実)	人権教育課、生徒指導課
武内 政文 (自民)	主要施策 3 頁 (国際バカロレア等特色ある教育検討事業)	高校教育指導課
	主要施策 2 1 頁 (新県立図書館整備検討事業)	生涯学習推進課
八子 朋弘 (県民)	主要施策 7 頁 (いじめ・不登校対策相談事業)	生徒指導課
	主要施策 3 頁 (国際バカロレア等特色ある教育検討事業)	高校教育指導課
江原 久美子 (県民)	歳出予算の事業概要 1 1 頁 (共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業費)	特別支援教育課
	歳出予算の事業概要 3 頁 (学校問題解決のためのスクールロイヤー活用事業費)	県立学校人事課、小中学校人事課
鈴木 正人 (県民)	歳出予算の事業概要 1 3 頁 (教科用図書選定費)	義務教育指導課
	主要施策 1 3 頁 (教育相談等支援体制の充実)	生徒指導課
辻 浩司 (民主フォーラム)	主要施策 1 1、1 2 頁 (自立と社会参加を目指す特別支援学校整備事業)	特別支援教育課、義務教育指導課
	歳出予算の事業概要 2 3 頁 (高等学校入学志願者選考費)	高校教育指導課
安藤 友貴 (公明)	主要施策 1 5、1 6 頁 (学校における働き方改革の推進)	小中学校人事課
	主要施策 6 頁 (学習環境のデジタル化)	高校教育指導課
	主要な施策 2 0 頁 (放課後子供教室推進事業)	生涯学習推進課
秋山 もえ (共産)	歳出予算の事業概要 1 9 頁、2 0 頁、2 2 頁、2 7 頁 (給与費)	県立学校人事課、小中学校人事課
	歳出予算の事業概要 5 頁 (外部人材配置費)	小中学校人事課

予算特別委員会 総括質疑質問一覧

質問議員	質問事項	答弁者 答弁担当課
八子 朋弘 (県民)	3 個別事業について (2) 一部高校における SSW の常勤化をすべきである	知事 生徒指導課
鈴木 正人 (県民)	1 教育相談支援体制の充実について	知事 生徒指導課
安藤 友貴 (公明)	2 県立特別支援学校の作業学習について	教育長 特別支援教育課

部局別質疑（教職員採用選考試験事業費、彩の国かがやき教師塾）

質問

- Q 1 近年、教職へのネガティブなイメージの影響もあってか、本県を含め全国的に教員採用試験の倍率が低下してきている。しかし、本県の教育人材の確保の施策を見ると、目玉事業も増えず、予算額も変わらず、従来から代わり映えしていない。このままで近隣自治体に負けずに本県が求める人材を確保できるのか教育長に伺う。
- Q 2 近年の教職員の懲戒処分の件数を見ると、直近3年では30件を超えている。やはり、一定の競争がなければ、埼玉県が求める人材が獲得できないと思う。他業種や他都道府県、私立学校との人材獲得競争をしなければならない状況を考えるともっと外に手を伸ばしていくべきである。教職養成における大学との連携協定を増やす、彩の国かがやき教師塾の受講者に採用の際のアドバンテージを与えるなど、まだまだ打てる手はたくさんあると思うが、教育長の決意を伺う。

答弁

- A 1 いかにか充実した教育を推進するかという事はひとえに教員の資質にかかっており、そのためにも優秀な人材の確保は非常に大事なことだと考える。教員採用試験の倍率低下には、私も非常に危機感を持っている。一つの例だが、今までの教員養成セミナーでは60人だった対象を、彩の国かがやき教師塾では間口を広げ、大学2年生を対象とした200人規模のベーシックコース、翌年はマスターコースと、早い段階から埼玉の学校の魅力を知ってもらう取組を進めようとしている。併せて、教員の働き方改革も重要なファクターだと考えており、それらもしっかり進めながら、さらに教職の魅力発信にも努めて優秀な人材の確保に鋭意努めていく。
- A 2 連携先の拡大について、彩の国かがやき教師塾では県内だけではなく他の都県を含めてこの事業への参加を呼び掛けている。大学連携協定についても、現在は県内の大学だけだが、近隣自治体にも可能性を広げ、連携を深めたいと考えている。
- 次に、彩の国かがやき教師塾の修了者へのアドバンテージの付与についてだが、現在でも教員養成セミナーの修了者を対象とした特別選考を行っている。彩の国かがやき教師塾についても、特別選考や埼玉県で学びやすいような仕組みを考え、私たちの後進となっていただきたいと思う。いずれにしても、学生時代の良い教員との出会いが、教職を志す動機で圧倒的に多いと思う。是非子供たちに「ああいう先生になりたい」と思ってもらえるように、現職教員の資質向上にもしっかりと努めていく。

部局別質疑（学校における働き方改革の推進）

質問

- Q 1 教職へのネガティブな印象の主な要因の一つが長時間労働である。教員の負担軽減のためにも、外部人材の積極的な活用が必要である。東京都では小学校の副担任や部活動、高度な技術指導が必要な場合など、様々なところで外部人材を登用している。本県では、外部人材をどれぐらい登用しているのか。
- Q 2 国ではスクール・サポート・スタッフの全校配置を目指しているが、埼玉県の配置状況は40%ということである。100%達成の目途というのはどう考えているのか。
- Q 3 スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置について、全校への配置がすぐできないのであれば、配置するために優先順位を付けなければならないと考える。勤務管理システムはそこに活用されているのか。

答弁

- A 1 外部人材の活用について、最近では学校だけで教育が完結するというだけではなく、地域、産業界、大学等と連携をして教育をしなければならないという状況である。高校の一例を申し上げますと、学習の遅れがちな子供達に寄り添った支援をする学習支援員、企業に出向いて学校とのつなぎ役をする就職支援員アドバイザー、専門高校などで工業や芸術、調理などの専門的な科目を教える特別非常勤講師など、様々な外部人材を活用して、教育を行っている。今後とも広く、外部に人材を求めて、より専門的な、子供たちのニーズに合った教育が出来るように努めていく。
- A 2 国はスクール・サポート・スタッフの全校配置ということ打ち出しており、令和4年度の国の予算案では昨年度より6億円の増、人数ベースで1,050人増の10,650人分の予算を計上している。県においても361校から来年度は417校と拡大するところであり、配置を希望している市町村に措置を行っているものの、全校配置を目指すという観点からは、まだまだ不十分と考える。引き続き配置の拡充に努めていく。
- A 3 スクール・サポート・スタッフの配置については、勤務管理システムによって個人個人の勤務状況をデータで取得できるので、月平均超過勤務時間が45時間を超えた教員の割合なども配置の基準としている。また、部活動指導員についても、指導員を充てる部活動の顧問の勤務時間の縮減がどれだけ図れるかということがあるので、そうした状況も細かく見ながら、配置について考えている。

総括質疑（スクールソーシャルワーカーの常勤化）

質問

- Q 1 一部高校の生徒は政治の責任において救済すべきであり、スクールソーシャルワーカーの常勤化を追求すべきと考えるがいかがか。
- Q 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化は、教育委員会に任せるだけでは、予算の制約もあり実現が遠い。知事がリーダーシップを発揮すれば名古屋市の例を見ても実行可能だと思うが、所見を伺う。

答弁

- A 1 委員お話しのとおり、家庭や生活環境に困難を抱える生徒が多く在籍する学校がある。そうした学校において、生徒の自立をしっかりと支援することは重要だと認識しており、私自身、昨年4月に県立高校を訪問させていただいた。その上で、福祉など行政の支援につながるスクールソーシャルワーカーについて、配置を拡充するとともに、新たにオンライン相談を実施するための予算を計上させていただいたところである。
- お尋ねのスクールソーシャルワーカーの常勤化については、国による調査研究が継続的に行われており、まずは国の調査結果を踏まえて検討したいと考えている。他方で、国の調査研究の結果を受けて、教育委員会が、例えば、モデル校での検証などの具体的意見があれば、対応を前向きに検討したいと考えている。
- A 2 困難や悩みを抱える児童生徒への支援については、重要な課題と考えており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要であると思う。
- まずは、国が調査研究しているので、この結果を踏まえて検討していく必要がある。また、オンラインによる相談を実施するための予算を計上させていただいたところであり、例えば名古屋市でも、中学校区にスクールソーシャルワーカーを常駐させているが、小学校には必ずしも常駐していないということなので、物理的にその場になくても、適時適切に相談する体制ができるかどうか等の効果を見極めたいと考えている。